

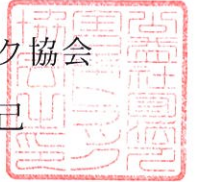


全ト協発第496号 (環)

令和4年12月27日

各都道府県トラック協会会長 殿

公益社団法人 全日本トラック協会
会長 坂本克己



自動車検査証の電子化に伴う関係通達の取扱について

平素は当協会の事業運営に種々ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和元年5月に道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第14号）により、令和5年1月4日から交付される自動車検査証が電子化されることに伴い、別添通達「記」の通達における添付書類等にて「自動車検査証（写）」と規定されているものについては「電子化されていない自動車検査証にあつては自動車検査証（写）又は電子化された自動車検査証にあつては自動車検査証記録事項」と読み替えることとし、令和5年1月4日以降実施される旨、国土交通省自動車局貨物課長より周知の依頼がありました。

つきましては、貴協会におかれましても本内容についてご理解の上、傘下会員事業者への周知徹底方よろしくお願い申し上げます。

【本件に関する問い合わせ先】

公益社団法人 全日本トラック協会 交通・環境部

電話：03-3354-1045 FAX：03-3354-1019

国自貨第 113 号の 2
令和 4 年 12 月 23 日

公益社団法人
全日本トラック協会会長 殿

自動車局貨物課長



自動車検査証の電子化に伴う関係通達の取扱について

標記について、別添のとおり各地方運輸局及び沖縄総合事務局へ通知したので、貴協会傘下会員に対し周知を図られたい。

別添

国自貨第 113 号

令和 4 年 12 月 23 日

各地方運輸局自動車交通部長
関東・近畿運輸局自動車業務監査指導部長
沖縄総合事務局運輸部長 } 殿

自動車局貨物課長
(公印省略)

自動車検査証の電子化に伴う関係通達の取扱について

令和元年 5 月に道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第 14 号。以下「改正法」という。）により、令和 5 年 1 月 4 日から交付される自動車検査証が電子化される。

これに伴い、以下の通達における添付書類等にて「自動車検査証（写）」と規定されているものについては「電子化されていない自動車検査証にあつては自動車検査証（写）又は電子化された自動車検査証にあつては自動車検査証記録事項」と読み替えることとした。このため、令和 5 年 1 月 4 日以降はこれにより実施されるとともに、事務処理上遺漏のないよう取り計らわれない。

記

- 以下の通達について読み替える。
 - 「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請等の処理について」の細部取扱について（平成 15 年国自貨第 80 号）
 - 年末及び夏期等繁忙期におけるトラック輸送対策について（平成 15 年国自貨第 91 号）
 - 車積載車による事故車等の排除業務に係る取扱いについて（平成 25 年国自貨第 91 号）
1. に掲げるもの以外の自動車局貨物課長通達における添付書類等についても、「自動車検査証（写）」と規定されているものについては「電子化されていない自動車検査証にあつては自動車検査証（写）又は電子化された自動車検査証にあつては自動車検査証記録事項」と読み替える。